

24. 鋼船規則 B 編及び CS 編並びに関連検査要領における改正点の解説 (小型船のアンカー設備)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編及び CS 編並びに関連検査要領中、小型船のアンカー設備に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用されている。

2. 改正の背景

アンカー設備に関する IACS 統一規則 A1 は 1982 年の発行以降定期的に見直しが行われており、本会は改正が行われる毎に最新規定を鋼船規則等に取り入れている。

IACS は、小型船舶への適用を明確にするとともに、アンカー設備の要件に関して共通の基準を確保するために 2023 年にアンカー設備に関する IACS 統一規則 A1 及び IACS 勧告 No.10 の見直しを実施した。結果として、IACS は小型船舶のアンカー及びチェーンに関する新たな選定方法を規定するとともにワイヤロープの使用条件を明確にする IACS 統一規則 A1(Rev.8)及び IACS 勧告 No.10(Rev.5)を発行した。

このため、IACS 統一規則 A1(Rev.8)及び IACS 勧告 No.10(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則 B 編 2 章 2.1.6

IACS 統一規則 A1(Rev.8)A1.5.1.3(e)に基づいて、チェーンをワイヤロープで代用する際に船舶に保持すべき図面について規定した。

(2) 鋼船規則 CS 編 23 章 23.1.1

IACS 統一規則 A1(Rev.8)A1.2.4 及び A1.3.2 に基

づいて、アンカーを艀装数に応じて定める方法の代替としての計算方法を規定した。すべての大きさの船舶に対して同じ方法でアンカーを選定していたが、90m 未満の船舶に対して使用条件も加味して計算する方法が IACS 勧告 No.10(Rev.5)付録 B で規定されたため代替方法として取入れた。浚渫船は設計上、水中の形状が特殊であるためこの計算方法の対象外であり、艀装数を基にアンカーを選定する。

(3) 鋼船規則 CS 編 23 章 23.1.3 (外国籍船舶用)

IACS 統一規則 A1(Rev.8)A1.3.1 に基づいて、曳航作業に従事する 45m 未満のタグボートの場合に要求されるアンカーの搭載数について規定した。予備のアンカーとチェーンを直ちに搭載できることが条件であるため、沿岸近くの港内で曳航作業に従事するタグボートに対して適用されることを意図している。日本籍については船舶設備規定との整合性を図るためこちらの要件については取入れを行わなかった。

(4) 鋼船規則 CS 編 23 章 23.1.5

チェーンロックの強度要件について IACS 勧告 No.10(Rev.5)1.3.2(a)及び(b)を取入れたものであったことから、業界からの要望に基づき推奨要件とした。

(5) 鋼船規則検査要領 CS 編 23 章 23.1.4

IACS 統一規則 A1(Rev.8)A1.5.1 に基づいて、チェーンのワイヤロープ代用条件を改めた。チェーンをワイヤロープで代用することが可能な船舶について適用範囲を改めた。またチェーンに比べてワイヤロープは軽量であり、アンカー機能が低下する可能性があるため、チェーンを使用する場合に比べてワイヤロープを使用する場合は重量を増加させることを新たに規定した。